

☆生涯研修 Q&A

Q1:生涯研修の年度は、4月1日から3月31日までではないのですか？

A:生涯研修の年度は、毎年1月1日から12月31日までです。これは、厚生労働省の後援を得るため、また、通常の年度末にあたる3月に各年の修了者へ日技会長による修了証書を交付する等のためです。

Q2:生涯研修（基本研修課程、自由研修課程）開催計画は、どのように認定されるのですか？

A:都道府県技から提出された開催計画を元に、毎月開催される生涯研修中央本部委員会にて講師、講演テーマ、講演内容、開催時間等を確認、審査し認定可否及び単位数を決定の上、その結果を開催計画書提出都道府県技宛にお知らせします。

Q3:基本研修課程は、年1回しか開催できないのですか？

A:開催回数に制限はありませんので、複数回開催してもかまいません。

Q4:基本研修課程の講師は「日技認定講師」でなければいけないのですか？

A:「日技認定講師」枠以外に「外部講師」枠が設けられています。例を挙げると、教養課程であれば行政担当官による関係法規講習や民間人による歯科技工士のためになるお話し、専門課程であれば歯科医師による歯科補てつ物制作に関する講演等が認定されているケースがあります。

なお、日技認定講師が講演する場合、登録専門分野以外の分野に関する講演も行うこともできます（講演する日技認定講師が了承した上で）。

また、自由研修課程の歯科技工士が講師の場合は、原則として本会の会員とする。

Q5:開催計画書の提出は、開催の2ヶ月前を切ったら受け付けてもらえないのですか？

A:生涯研修規定により2ヶ月前までと決められていますので、その努力をお願いします。ただし、会場手配、講師の選任等の都合により2ヶ月を切ってしまった場合でも受付はいたしますので、早めに提出して下さい（開催日の1ヶ月前を切った場合には受付いたしません）。

Q6:生涯研修は周期制、単位制だと聞きましたが…？

A:3年を1周期として、所定の単位を原則3年として4年または5年以内に取得することによって1期修了となり、次いで2期目の研修に入り、以下永続となります。

Q7:生涯研修を修了するためには、何単位取れば良いのですか？

A:まず、生涯研修には一度の研修で教養課程（歯科技工士としての職業倫理、必要な経営・労務管理や一般教養知識等）と専門課程（歯科補てつ物制作等の専門知識）を学べる「基本研修課程」と、都道府県技が企画した内容によって開催する「自由研修課程」に分かれています。そして、原則として基本研修課程（1研修5単位）は、3年で15単位、自由研修課程（単位数は各研修によって異なります）は3年で30単位を取得すると1期修了となります。

なお、1年間に取得できる単位上限が基本研修5単位、自由研修13単位と決められており、それ以上取得した単位は有効取得単位にはカウントされません。

また、猶予措置として、4年または5年で修了に必要な単位を取得された場合にも1期修了となるしくみになっています（5年を越えた取得単位は消滅します）。

修了パターンを示しますので、ご参考にしてください。

生涯研修受講修了年度（例）

	研修 課程	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	修了年度	備 考
①	基本	5	5	5	5	5	5		2015 第1期修了	3年間で修了する パターン
	自由	10	10	10	10	10	10		2018 第2期修了	
②	基本	5	5	5	0				2016 第1期修了	4年間で修了する パターン
	自由	10	0	10	10					
③	基本	5	0	5	5	0			2017 第1期修了	5年間で修了する パターン
	自由	10	0	0	10	10				
④	基本	5	5	5	0	5	5	5	2016 第1期修了	自由研修課程は、年間 13単位を限度とする
	自由	10	(18) 13	5	3	(25) 13	(20) 13	4	2019 第2期修了	
⑤	基本	5	(5+5) 5	0	5				2016 第1期修了	基本研修課程は、年間5 単位を限度とする *修了確定後の残余単位 は次期に繰り越せない
	自由	10	10	10	10*					
⑥	基本	5	5	0	5	0	0	5		修了できないパターン ※何れの5年間でも所定 単位数に満たない
	自由	10	0	5	0	10	5	10		
⑦	基本	5	5	0	5	5	0		2018 第1期修了	【A】を始期とする5年間 は未修了 【B】を始期とする5年間 は修了
	自由	5	10	5	0	5	10			
		【A】	【B】			【A】	【B】			